

明監報第19号

土木交通部行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成28年(2016年)11月9日

明石市監査委員	林	郁	朗		
同	星	川	啓	明	
同	松	井	久	美	子
同	楠	本	美	紀	

土木交通部行政監査の結果について

I 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用について」

II 監査の期間

平成28年8月23日から平成28年11月9日まで

III 監査の対象

海岸課 対象施設：大蔵海岸海峡広場・大蔵海岸駐車場・
大蔵海岸公園・明石市立大蔵海岸多目的広場

IV 監査の範囲

主として、平成27年度の指定管理に係る事務の執行状況

V 監査の方法

土木交通部から指定管理者制度に係る状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、指定管理者制度の運用が適正にされているかなどについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 指定管理者制度の導入の効果について
- (2) 指定管理者に関する根拠条例等について
- (3) 指定管理者の募集・申請等について
- (4) 指定に関する手続きについて
- (5) 協定書等の締結について
- (6) 協定書等の内容について
- (7) 指定管理料の支払等について
- (8) 指定管理者に対する指導・監督について
- (9) 事業報告書の点検について

VI 監査の結果

今回の監査は、指定管理者制度の運用が適正にされているかなどを主眼に、所管課による指導、監督状況を中心に実施したものであるが、おおむね適正に行われているものと認められ、事務処理上、特に指摘する事項はなかった。